

一人ひとりの人権を尊重し

市民との協働を推進するために

# 協働のまちづくり実施計画



平成27年3月

小 郡 市

(総務部 協働推進課)



# 目次

はじめに	1
第1章 基本指針	2
1. 小都市の地域自治の現状と課題	2
(1) 地域自治の現状	2
(2) 新たな地域課題の増大	2
(3) 少子高齢化の進行	3
2. 新たな地域自治の体制づくり	4
(1) 協働の定義	4
(2) 基本理念	4
(3) 自助・共助・公助	4
(4) 協働の領域	5
(5) 協働に期待される効果	6
3. まちづくり組織の役割	7
(1) まちづくり組織とは？	7
(2) まちづくり組織に期待される役割と活動	9
(3) まちづくり組織の部会構成	11
4. 協働のまちづくり推進事業（市の支援策）	13
(1) 協働のまちづくりの推進体制	13
(2) 校区推進員による人的支援	13
(3) 地域活動の拠点施設の確保	14
(4) まちづくり組織への財政支援	14
(5) 市民への情報提供と市職員の意識啓発	14
第2章 実施計画	15
1. 実施計画の概要	15
(1) 計画の目的	15
(2) 計画の位置付け	15
(3) 目指すべき姿	15
(4) 重点項目	15
(5) 計画の期間	16
2. 重点項目の取り組み	17
(1) 総合的な推進	17
(2) 体制づくり	19
(3) 意識づくり	21

3. 計画の推進体制	23
(1) 施策体系図	23
(2) 実施スケジュール	23
(3) 推進体制と進行管理	23
資料編	26
・市民との協働のまちづくりのイメージ（第5次小郡市総合振興計画より抜粋）	27
・協働のまちづくり市民参加型会議（ワークショップ）を開催しました！	28
・小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員会設置規則	29
・小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員名簿	30

## はじめに

本市では、第5次小郡市総合振興計画の中で、平成23年度から今後10年間のまちづくり計画の基本理念を「市民との協働のまちづくり」と決めました。

「市民との協働によるまちづくり」とは、自分たちの地域のことは、自分たちで知恵を出して考え、自分たちで決定し、自分たちの力で実践して、みんなで責任を持ちながら助け合い、支え合い、そして認め合っていく地域社会を実現していくことです。

自助、共助、公助の組み合わせにより、それぞれ自分たちのできることは責任を持って行った上で、できないことをお互いに補完し合うことが「協働」の基本となる考え方です。

本市は、61の自治会（行政区）で構成されており、地域活動の基礎的な単位となっていますが、その規模は大小さまざまであり、それぞれにおいて問題や課題を抱えています。

現在、地域では防犯、防災、福祉、環境、教育など、市民生活に直結する課題や市民ニーズが複雑化、多様化してきており、自治会（行政区）単位では解決できない問題や、行政サービスだけで対応することが難しい状況となってきました。

さらに、少子高齢化の進行により、高齢者世帯の増加、一人暮らしの高齢者の見守り、子どもの居場所づくりなど、新たな地域課題も増大してきており、このままでは、市民生活にとって必要な公的サービスを、地域社会全体で支えていくことが困難になってきているといえます。

この協働のまちづくり事業の推進においては、これまで本市で取り組みを進めてきた「人権のまちづくり」の実績と成果を踏まえ、「差別の現実に根ざす」「豊かな関係づくり」「住民参加」の3つの原則に基づき、豊かな人と人とのつながりの中で、誰もが安心して暮らすことができるまち、一人ひとりの人権が大切にされる地域社会の構築を目指していく必要があります。

現在、中学校区単位で先行して取り組まれてきた「人権のまちづくり」においても、組織体制や事業内容などの課題解決に向けた取り組みを進めるにあたり、今後は、目指すべきまちづくりの姿を同じくする「市民との協働によるまちづくり」の推進を通じて、人権のまちを実現していくために、具体的に検討を進めることとしています。

# 第1章 基本指針

## 1. 小郡市の地域自治の現状と課題

### (1) 地域自治の現状

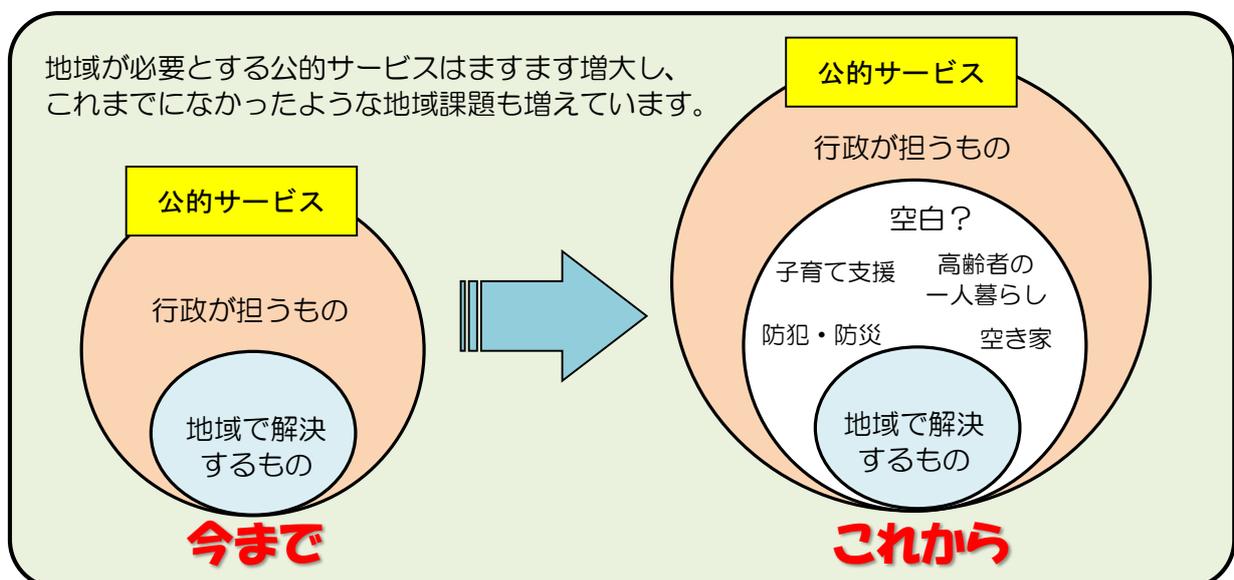
これまで、本市では、地域自治の役割を、区長を中心とした自治会（行政区）に大きく頼ってきました。しかし、平成21年度に実施した実態調査アンケートでは、地域自治の現状と自治会（行政区）が抱えるさまざまな課題が浮き彫りになりました。

- ① 自治会役員の人材（担い手）の不足
- ② 隣近所の助け合いなど相互扶助意識の低下
- ③ 昔ながらの地域コミュニティの崩壊
- ④ 核家族化や都市化による自治会加入率の低下
- ⑤ 少子高齢化による新たな課題への対応

### (2) 新たな地域課題の増大

自治会（行政区）では、これまでは隣近所の助け合いなどで解決できていた問題が、今では相互扶助意識の低下により、地域では解決できない状況になってきています。

また、防犯や防災の対策、環境や教育の問題など、一つの自治会（行政区）だけでは対応が困難な課題も多くなってきています。さらに、高齢化の進行により、高齢者世帯の増加、一人暮らしの高齢者の見守り、子どもの居場所づくりなど、新たな地域課題も増大してきています。

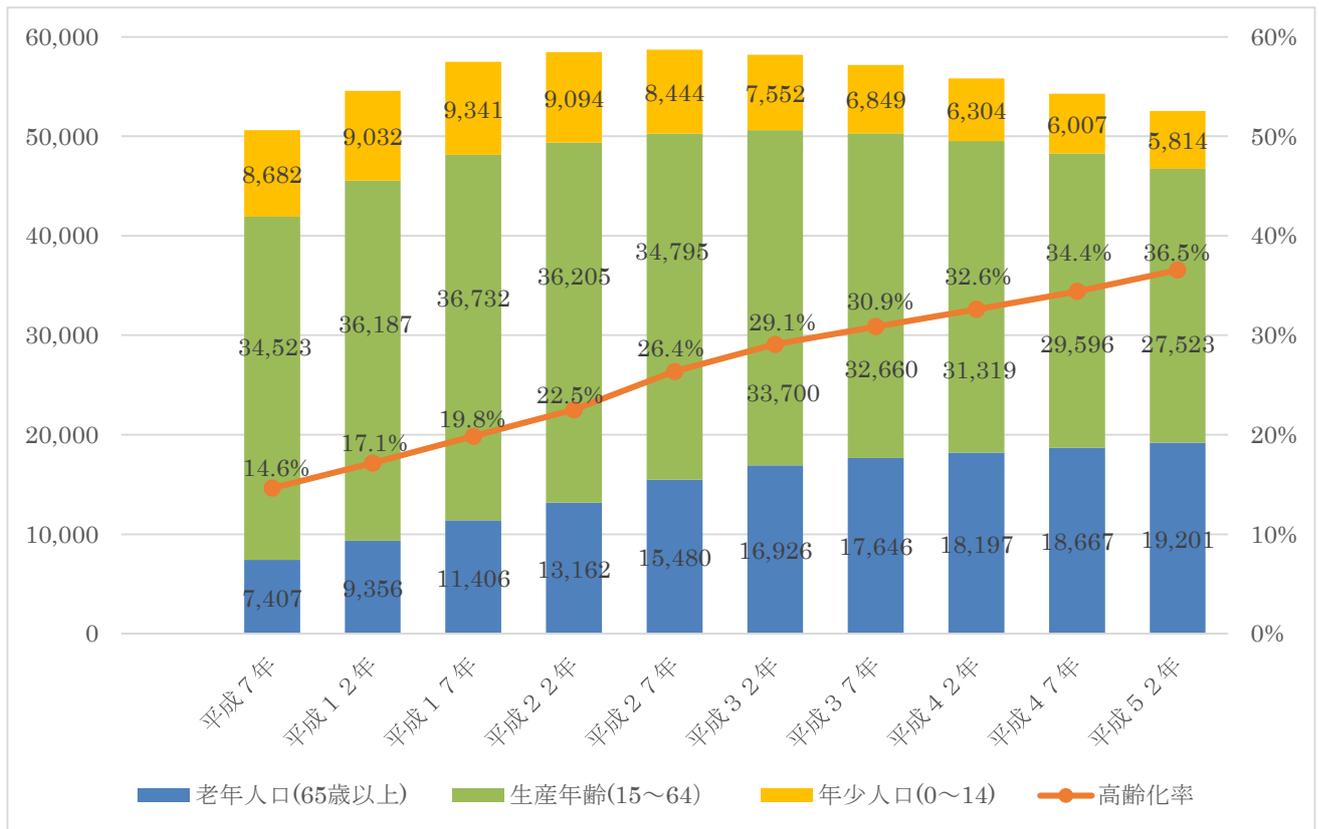


### (3) 少子高齢化の進行

#### ①現在の小郡市の人口等

小 郡 市	平成27年1月1日現在
人 口	59,507人
うち65歳以上人口(高齢化率)	14,612人(24.6%)

#### ②小郡市の将来人口推移



※人口推計部分(平成27年以降): 出典「日本の地域別将来推計人口(H25.3月)」(国立社会保障・人口問題研究所)

今から25年後(平成52年)の本市の人口推計では、総人口は6,969人減少し、52,538人と予測されています。また、高齢者人口は、4,589人増加し、高齢化率は36.5%と予測されており、年少人口の減少とあわせて、本市の将来の少子高齢化の姿が見えてきます。

これからは、少子高齢化社会の到来から発生する問題が、さまざまな分野で市民生活に大きく影響を及ぼしていくことが予想されます。

このことから、本市においても、これらの地域課題を解決していくために、「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本に、市民主体のまちづくりの実現と地域コミュニティの活性化を目指した、新たな地域自治の体制づくりが必要になっているといえます。

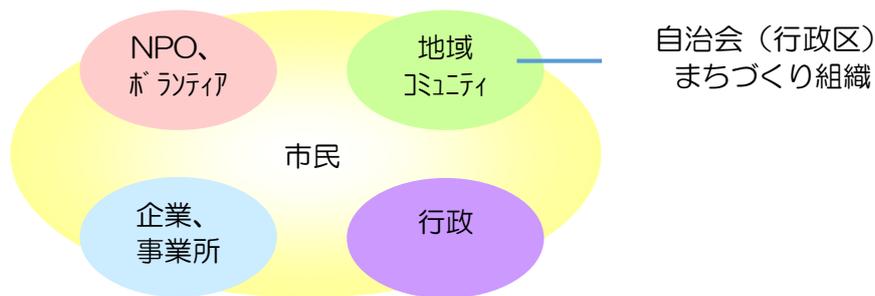
## 2. 新たな地域自治の体制づくり

### (1) 協働の定義

本市では、平成23年3月に第5次小郡市総合振興計画を策定し、その中で、基本理念を「市民との協働によるまちづくり」と定め、新たな地域自治の体制づくりとして、市民と行政との協働のまちづくりを推進していくことを決定しました。

「協働」とは、「地域課題を解決するために市民相互が、または、市民と行政が、お互いの個性や能力を活かしながら連携・協力して活動し、その成果を共有していく営み」をいいます。

※ここでいう「市民」とは、市民個人ばかりでなく、自治会（行政区）など地域コミュニティ、NPO・ボランティア団体など各種団体や組織、企業・事業所等も含めた、この地域に住み、活動する全ての主体を指します。また、「行政」とは、各行政機関及び市職員を指します。



### (2) 基本理念

私たちは、小郡市を、豊かな人と人とのつながりで、誰もが安心して暮らすことのできるまちにしたいと願っています。この願いを実現するために、一人ひとりの人権が大切にされるまちを基本として、人と人との豊かなつながりを大切にしながら、市民も行政も、小郡市に住むみんなが協働してまちづくりを進めていくこととします。

### (3) 自助・共助・公助

「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本に、自助・共助・公助の組み合わせによって、相互に補完し合いながら地域課題の解決にあたるのが「協働」の考え方です。

## 協働の基本となる考え方

**自助**：身の回りの生活上の問題は、最も身近な個人や家族が解決にあたる。

**共助**：市民や地域の助け合いで解決にあたる。

**公助**：行政や公的機関等が公的に支援を行う。

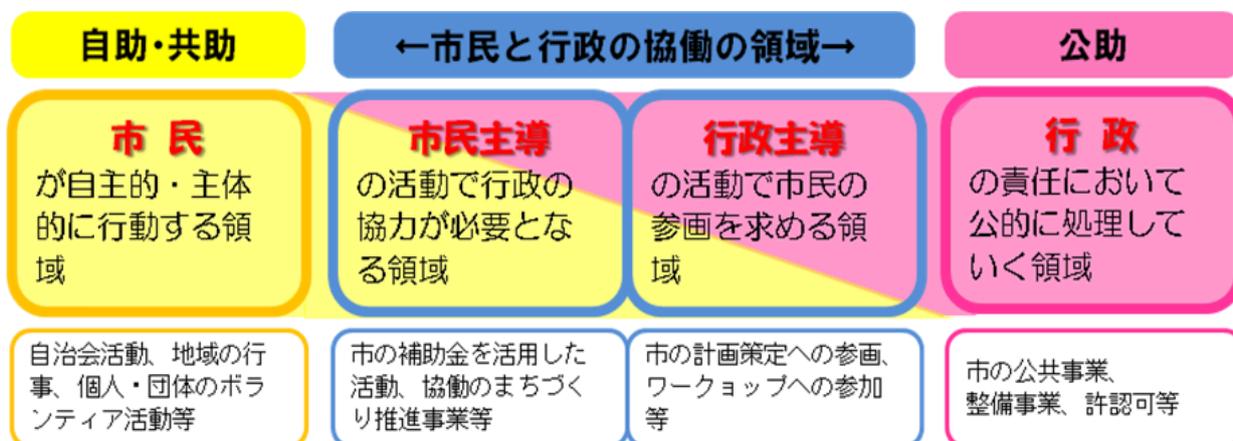


## (4) 協働の領域

協働には、「市民相互の協働」と「市民と行政の協働」があります。

「市民相互の協働」とは、「自助・共助」の範囲において、さまざまな市民・団体の皆さんが個々の得意分野や個性を活かしながら、連携・協力して取り組んでいくことです。

また、「市民と行政の協働」は、「自助・共助」と「公助」との中間の部分で、その領域として考えられます。例えば、問題解決のために市民が主体的に活動することに対して、行政が財政支援や市職員による人的支援を行うこともあれば、行政が主体的に行うことに対して、市民が参画することも考えられます。



## ○さまざまな「市民と行政の協働」の形態

協働の形態	概要
事業委託	市民の主体性、専門性など個性や能力を活かして、行政が行うよりも効率的、効果的に実施できる事業については、その全部又は一部を委託する形態です。
事業協力	市民と行政の相互の役割分担により、一定期間、継続的な関係のもとで協力して事業を行う形態です。

実行委員会	市民と行政が人的、物的資源を相互に出し合い、新たな組織を設置して取り組む形態です。実行委員会は、イベントの開催など期間を限定した組織であることが通常です。
共催（共同主催）	市民と行政が、共に主催者（共同主催）となり、事業の企画や実施を共同で行う形態です。主催者として事業の責任と関わりが求められます。
後援（名義後援）	市民が主催する事業に対して、行政が名義使用などによる支援を行うことにより、社会的信頼が高まることや市民の理解や関心が促進されることが期待されます。
補助金・助成金	市民が主体となって行う事業に、行政が政策目的を達成する観点から財政支援を行う形態です。

## （５）協働に期待される効果

協働のまちづくりに期待される効果として、次の３点があげられます。

### ① 市民主体のまちづくりの実現

市民の自主的・主体的な活動を通じて、多くの市民・各種団体等の皆さんのまちづくりへの参画を促すことができます。

また、地域でまちづくりの担い手を幅広く募ることによって、お互いの役割分担を促進し、人材の活用と育成を図ることが期待できます。

### ② 地域の実情に応じたまちづくりの実現

行政の一律的な事業では対応が困難な地域課題にも、地域の実情や特性に合わせて個性的で多様なまちづくりが行えるようになります。

また、自治会（行政区）単位では対応が困難な問題も、自治会（行政区）の範囲を超えた広域的な取り組みが可能になります。

### ③ 既存の自治会等を新たなコミュニティの中で活性化

地域の自治会（行政区）や各種団体等の個性や能力を活かしながら、さまざまな知恵やアイデアを持ち寄ってまちづくりを実践することで、それぞれの活動を活性化することができます。

### 3. まちづくり組織の役割

#### (1) まちづくり組織とは？

##### ① 3つのキーワード（手法）

本市では、平成24年度から、協働のまちづくり事業の取り組みを推進しています。

この協働のまちづくり事業は、各小学校区を単位として、自治会（行政区）や各種団体等の皆さんを主体とした「まちづくり組織」を設置し、一人ひとりの人権を尊重しながら、具体的なまちづくり活動に取り組んでいくことによって、地域課題の解決と市民の自主的・主体的なまちづくりの実現を目指したものです。

「まちづくり組織」では、全ての活動に人権の尊重を中心に据え、「協働」「参画」「共感」を3つのキーワード（手法）として、まちづくり活動を推進していくこととします。

協働	市民と行政は、まちづくりのパートナーです。 互いの立場を尊重し、対等の関係で、共通の目的を達成するために連携・協力して取り組みを進めます。
参画	まちづくりの主役は市民です。 市民は、さまざまなまちづくりに参画し、自分たちで知恵を出して考え、自分たちで決定し、自分たちの力で実践します。
共感	お互いの思いを受け止め、お互いに理解を深めることによって、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることです。 お互いの人権を尊重する共感と、そこから生まれる行動を通して、人と人とが豊かにつながるまちづくりの取り組みを進めます。

※現在、各小学校区では、「〇〇校区まちづくり準備会」「〇〇校区協働のまちづくり協議会」「〇〇校区まちづくり委員会」などさまざまな名称が使用されていますが、本計画では「まちづくり組織」として総称することとします。

#### ●なぜ小学校区単位なの？

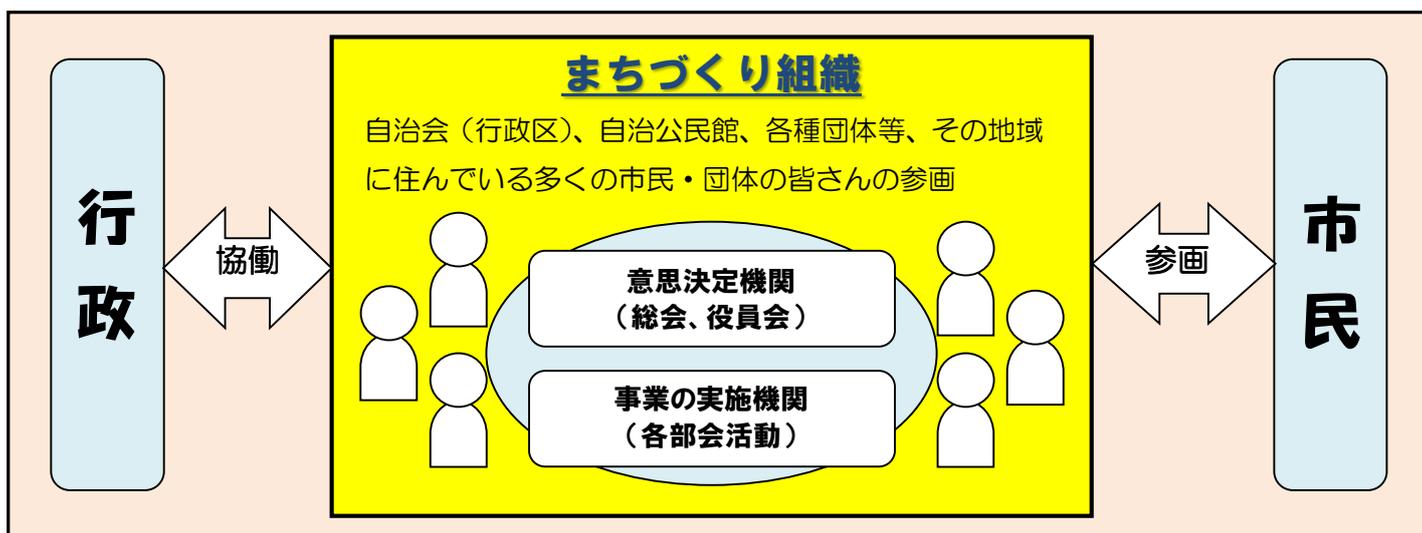
まちづくり組織の単位を小学校区とした理由は次のとおりです。

- ①市民の日常的な生活圏内で、面識社会を構成できる範囲であること
- ②地域の問題を自らの問題として共有できるコミュニティの範囲であること
- ③PTAや子ども会活動など小学校を中心とする既存のネットワークが活用できること
- ④地域活動の拠点として校区公民館を活用できること

## ②まちづくり組織の活動

まちづくり組織は、役員会や総会など「意思決定機関」としての役割と、まちづくり活動を具体的に実践する「事業の実施機関」としての役割を併せ持つものです。

さまざまな地域課題の中で、自治会（行政区）で取り組むよりも、小学校区単位で取り組んだほうが効果的、効率的な活動については、このまちづくり組織の部会活動として取り組むことができます。



※まちづくり組織の構成団体（例） ※各種団体等の名称は例示です。

- ① 自治会（行政区）、自治公民館、老人会、子ども会など、地域（地縁）を基盤に活動しているもの
- ② PTA、消防団、防犯団体など、地域（地縁）を基盤に目的別・課題別に活動しているもの
- ③ NPO、ボランティア団体など、地域（地縁）を超えて目的別、課題別に活動しているもの

## ③自治会（行政区）との関係

まちづくり組織は、小学校区において、自治会（行政区）や各種団体等の皆さんが連携・協力していくための地域の共同体です。

それぞれの自治会（行政区）が、地域活動を行っていくことを前提としながら、さらに小学校区のまちづくり組織の連携・協力によって、まちづくりを重層的に補完していくことを目指したものです。

そのため、小学校区にまちづくり組織が設置されても、従来の自治会（行政区）の役割や業務が、まちづくり組織に移管されるものではありません。

## (2) まちづくり組織に期待される役割と活動

まちづくり組織では、地域社会に豊かな人と人とのつながりで、誰もが安心して暮らすことのできるまち、一人ひとりの人権が大切にされる地域社会の構築を目指していく役割と活動が期待されます。

平成26年5～7月に実施した「協働のまちづくり市民参加型会議(ワークショップ)」において話し合われた内容を基に、まちづくり組織に期待される役割と活動について例示しています。

### ●地域課題の解決に向けて

#### ①安全・安心体制の確立

防災活動の中心的な役割は、自治会(行政区)の自主防災組織が担うこととなりますが、小学校区では、自治会(行政区)の自主防災組織の活動を支援するため、勉強会や研修会の開催、市民への防災知識の普及啓発、避難訓練の実施等の取り組みが求められます。防犯活動についても、小学校区での防犯パトロール等の取り組みが効果的です。

##### 《活動例》

- ・防災の勉強会、研修会の開催
- ・防災マップ、危険箇所マップの作成
- ・防災訓練、避難訓練の実施
- ・子どもの見守り活動、防犯パトロール組織の充実
- ・情報の提供 など

#### ②高齢者の見守り、健康増進

これまでも、高齢者が安心して日常生活が送れるよう、ふれあいネットワーク事業や高齢者の見守り活動など、行政だけでは対応しきれないきめ細かな活動が推進されています。今後も、高齢者の誰もが安心して暮らせるような地域の支え合いが必要です。

##### 《活動例》

- ・高齢者の見守り活動(ふれあいネットワーク)
- ・健康づくり、介護予防の充実(サロン事業)
- ・高齢者の出番づくり、引きこもり予防
- ・生活支援活動(困りごと相談、買い物支援など) など

### ③青少年の健全育成、次世代育成

次世代を担う子ども達がさまざまな人達と出会い、体験を重ねることは、地域の教育力として重要な役割です。今後も、地域で積極的に青少年の健全育成に向けた活動を行っていくことが必要です。

#### 《活動例》

- ・あいさつ運動（オアシス運動）、通学路の見守り活動
- ・子ども達の自主的活動（通学合宿、集団キャンプ）
- ・高齢者と子どもの多世代交流
- ・子育てサークルの充実、子ども会への支援 など

### ④生活環境の維持・改善

これまで、地域では環境美化活動や一斉清掃等さまざまな環境衛生に係る事業に取り組みられています。今後も、市民が快適な暮らしを送ることができるよう、生活環境の維持・改善に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

#### 《活動例》

- ・道路、河川、公園の除草や一斉清掃、空き缶拾いなど環境美化活動
- ・空き地等の環境の適正管理
- ・竹切り、花壇づくり、公園整備
- ・ペットのふん、ごみのポイ捨てなどマナーアップキャンペーン
- ・自然に触れ合うイベント、環境に関する勉強会 など

## ●組織運営の活性化に向けて

### ①地域交流・親睦

お祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、市民同士の交流をさらに促進し、地域の絆を深めることが重要です。子どもや大人、高齢者、障がいがある人など、地域に住む皆さんがお互いに知り合い、理解し合うことが地域の支え合いにつながります。

また、古くから伝わる歴史や文化などを守り、次世代に伝えることで、地域への愛着を深めることが大切です。

#### 《活動例》

- ・夏祭り、文化祭、地域の伝統行事
- ・スポーツ大会、レクリエーション活動、あいさつ運動
- ・音楽や映画などを楽しむサークル活動の活性化
- ・伝統的な行事の次世代への継承
- ・名所、歴史の観光資源の掘り起しとPR など

## ②情報発信・情報共有

地域のまちづくり活動に関する情報を共有するとともに、まちづくり活動への参画の必要性や意義についても積極的に発信することで、市民の関心を高め、まちづくり活動の活性化につなげる必要があります。

### 《活動例》

- ・校区のまちづくりだより（通信）や広報紙の作成、発行
- ・地域の回覧板、ホームページの活用
- ・アンケート調査やワークショップの開催などによる課題の共有

## ③活動を担う多様な人材の活用

「まちづくりは人づくり」といわれるように、地域のまちづくりや活動を進めるためには、まちづくりを実践する人材の発掘や新たにまちづくりの担い手となる人材の活用が重要になります。

地域には多くの市民が住んでいて、それぞれに得意分野や豊富な知識、経験を持っています。小学校区のまちづくりには、多様な皆さんが参画し、役割が担えるよう、まちづくりの人材を発掘し、活用を図っていくことが大切です。そのことが新たな人材の育成につながります。

### 《活動例》

- ・行事や活動への参加の声かけ（お誘い）
- ・行事や活動の役割分担（出番づくり、居場所づくり）
- ・自治会（行政区）や各種団体等の活動の共有、勉強会
- ・新しい役員の引継ぎ勉強会

## （3）まちづくり組織の部会構成

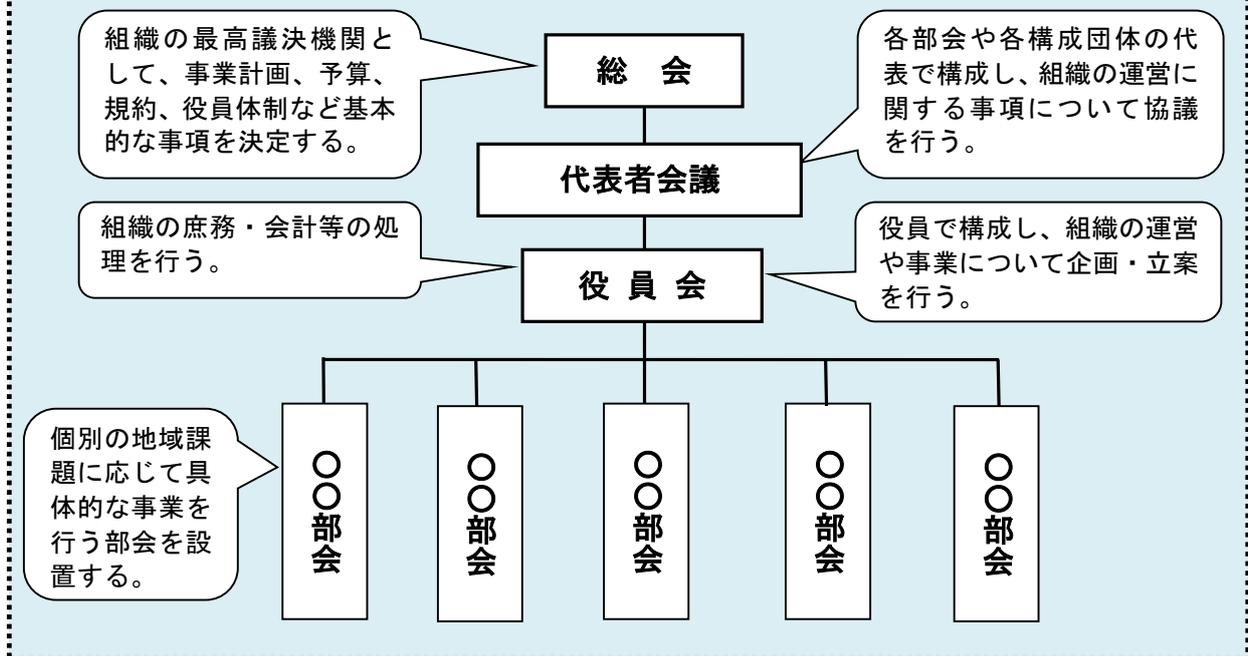
まちづくり組織には、「意思決定機関」として総会、代表者会議、役員会等が組織され、「地域課題の解決に向けた具体的な事業を実施する機関」として各部会が設置されます。これにより小学校区における具体的な協働のまちづくり事業が推進されることとなります。

部会については、全校区のまちづくり組織において標準的に設置する「必置部会」と、地域の実情や特性に応じて任意で設置する「任意部会」に分類します。

「必置部会」は、「防災に関する部会」「青少年育成に関する部会」「環境衛生に関する部会」「健康福祉に関する部会」の4部会とし、まちづくり組織の活動の基盤となる部会として位置付けます。

「任意部会」は、それぞれの地域の実情や特性に応じて、さまざまな部会の設置を検討・協議していただくことができます。

## まちづくり組織の構成(例)



	部会	活動内容の例
必置部会	防災に関する部会	自主防災活動、防災マップの作成、防災研修会など、地域の防災力の強化に取り組んでいく事業
	青少年育成に関する部会	青少年育成活動、子育て支援活動、家読推進活動など、次世代育成として地域の子ども達を地域で育てていくことに取り組んでいく事業
	環境衛生に関する部会	リサイクル推進活動、地域の美化作業、道路・公園の清掃活動など、市民の生活環境の維持、改善に取り組んでいく事業
	健康福祉に関する部会	高齢者の見守り活動、サロン事業、健康づくり事業など、健康福祉を増進していく事業

※活動内容はあくまで例示です。この他にも、地域の実情や特性に応じて、さまざまな活動を実施していただくことができます。

## 4. 協働のまちづくり推進事業（市の支援策）

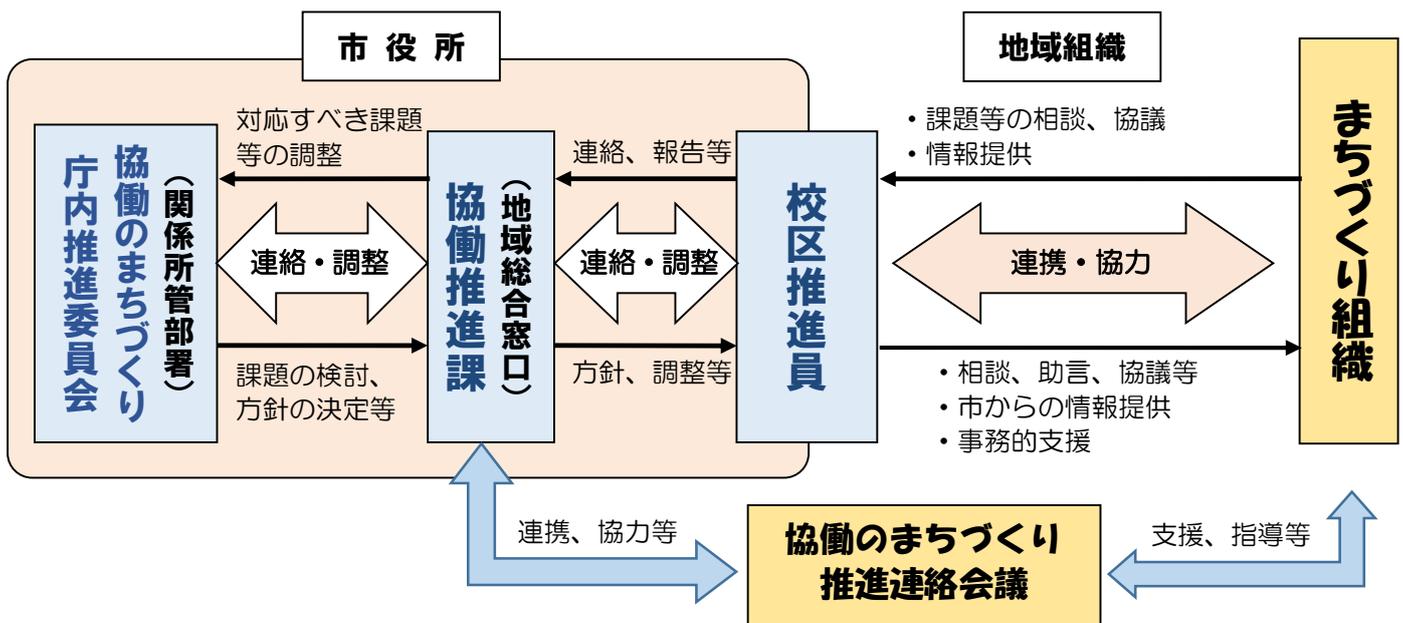
### （1）協働のまちづくりの推進体制

本市では、協働のまちづくり事業を推進するため、各まちづくり組織の運営・活動を支援します。

地域の抱えるさまざまな課題に対しては、行政の関係所管部署が情報を共有し、連携して対応できる体制を整える必要があります。そのため、協働のまちづくりに関する地域総合窓口を「協働推進課」に置き、小学校区のまちづくり組織との連携・協力を行うとともに、庁内に「協働のまちづくり庁内推進委員会」を設置し、推進体制を確保します。

また、全市的な協働のまちづくり事業のさらなる推進とまちづくり組織の連絡・調整を図るため、まちづくり組織の代表者等による「協働のまちづくり推進連絡会議」を設置します。

※まちづくり組織の構成はP8の図を参照



### （2）校区推進員による人的支援

小学校区における協働のまちづくり事業を活性化するために、事務局支援の機能が重要になることから、平成26年度から年次的に「校区推進員」を各校区公民館に配置しています。

今後も、校区推進員の配置により、まちづくり組織の自立的な運営に向けた支援を行います。

### (3) 地域活動の拠点施設の確保

まちづくり組織がさまざまな活動を継続的に実施していくためには、活動の拠点となる施設が必要です。

本市では、小学校区に設置されている校区公民館を協働のまちづくり活動の拠点施設として位置付けます。

校 区	拠点施設	校 区	拠点施設
のぞみが丘小学校区	のぞみがおか生楽館	大原小学校区	大原小（公民館準備室）
三国小学校区	ふれあい館三国	小郡小学校区	小郡交流センター
立石小学校区	くろつち会館	御原小学校区	御原校区公民館
東野小学校区	ひまわり館東野	味坂小学校区	味坂校区公民館

### (4) まちづくり組織への財政支援

まちづくり組織が、組織を運営し、まちづくり活動を推進していくためには、その規模や活動内容等に応じた公的な財政支援が必要です。

市としては、まちづくり組織が、地域自治のための組織であるとともに、小学校区における公共サービスの担い手であることから、「協働のまちづくり推進事業支援金」による財政支援を行います。

### (5) 市民への情報提供と市職員の意識啓発

多くの市民や各種団体等の皆さんが、「協働」の意味や必要性を理解し、まちづくりへの関心を高めていくために、協働のまちづくりに関する情報を広報おごおりやホームページ等で積極的に発信するとともに、説明会等を実施することによって、市民への情報提供に努めます。

また、市職員の協働のまちづくり事業に対する理解を深めるとともに、地域のまちづくり活動への積極的な参画と協力を促していくためにも、市職員の意識啓発を進めます。

## 第2章 実施計画

### 1. 実施計画の概要

#### (1) 計画の目的

本市では、第5次小郡市総合振興計画の中で、まちづくり計画の基本理念を「市民との協働のまちづくり」と決めました。

「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本に、自助・共助・公助の組み合わせによって、お互いに補完し合いながら、地域の課題解決に当たることが「協働」の基本となる考え方です。

本計画は、第1章の基本指針を踏まえ、さらに具体的かつ計画的に本市の協働のまちづくり事業の取り組みを推進するために策定するものです。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、第5次小郡市総合振興計画で定められた基本理念「市民との協働のまちづくり」に基づき、基本計画「第6章 新たな小郡市の地域自治体制づくり 第2節 新たな地域自治」について、より具体化を図るための計画として位置付けます。

#### (3) 目指すべき姿

本市のこれまでの協働のまちづくり推進事業の考え方と各小学校区における協働のまちづくりの取り組みを踏まえ、「すべての市民の人権が尊重され、市民が主役の豊かなまちづくり」を目指して計画の推進を図ります。

**すべての市民の人権が尊重され**  
**市民が主役の豊かなまちづくり**

#### (4) 重点項目

本計画では、基本指針に示されている、本市の協働のまちづくりが目指すべき姿を実現するため、次の3つの取り組みを重点項目として、具体的な施策に取り組んでいきます。

① 総合的な推進

全市的な協働のまちづくり事業のさらなる推進と小学校区におけるまちづくり組織の活性化に向けて、総合的な施策の推進に取り組みます。

② 体制づくり

小学校区における協働のまちづくり事業を推進していく上において、人的、物的、財政的な面からの支援体制を構築するとともに、実施計画の推進体制を確保します。

③ 意識づくり

市民や市職員の協働のまちづくり推進事業に対する理解を深めるとともに、地域でのまちづくり活動への積極的な参画を促すため、情報提供と意識啓発を進めます。

## (5) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、実施計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画内容の見直しを図ることとします。

## 2. 重点項目の取り組み

### (1) 総合的な推進

#### ①実施計画の推進

##### 【現状と課題】

本市では、平成24年度から、小学校区における協働のまちづくり事業の取り組みを推進しており、今後も、さらに協働のまちづくり事業の具体的な推進に取り組んでいく必要があります。

##### 【今後の取組み】

全小学校区において設立されたまちづくり組織の基盤づくりを進めるとともに、各小学校区における協働のまちづくり事業の具体的な推進に取り組みます。

また、まちづくり組織の部会活動の取り組みを進めていくことに伴い、小学校区における各種団体等との調整を図るとともに、連携・協力できる体制づくりに努めます。

#### 《具体的な施策》

- ・ 協働のまちづくり事業の推進（総会、役員会等の組織運営、部会における事業実施）
- ・ 小学校区における各種団体等との連携・協力の体制づくり

#### ②部会事業の拡充

##### 【現状と課題】

まちづくり組織の部会活動は、地域の実情や特性に合わせて、具体的な地域課題の解決を目指すものです。

部会については、標準的に設置される「必置部会」と、地域の実情や特性に応じて設置される「任意部会」とに分類されるため、まずは、「必置部会」の設置を推進する必要があります。

##### 【今後の取組み】

必置部会として、防災に関する部会、青少年育成に関する部会、環境衛生に関する部会、健康福祉に関する部会の4部会については、全小学校区での設置を推進します。

任意部会についても、地域の実情に合わせて市民のニーズに応じた個性的なまちづくりを実施していくために、新たな部会の設置について検討を行います。

また、それぞれの部会においては、今後の目指すべきまちづくり活動の方向性を考えるため、部会における活動方針について検討を行います。

#### 《具体的な施策》

- ・まちづくり組織における必置部会の設置
- ・部会活動の拡充と新たな任意部会の設置
- ・それぞれの部会活動方針の検討

### ③市民と行政の協働

#### 【現状と課題】

「協働」のあり方の一つである「市民と行政の協働」にもさまざまな形態があります。本市では、地域の各種団体等が行っている活動の中でも、公益性・公共性が高いまちづくり事業については、市として積極的に共催や後援等を行うことにより、「市民と行政の協働」を推進していく必要があります。

また、地域で協働のまちづくりを推進していくにあたっては、まちづくり組織に参画する各種団体等が、相互に意見交換や交流ができる機会の確保が必要です。

#### 【今後の取組み】

まちづくり組織や地域の各種団体等が実施するまちづくり活動については、「市民と行政の協働」を推進する観点から、積極的に共催や後援等による支援を行います。

また、まちづくり組織に関わる役員や部会活動に参画する各種団体等の皆さんを対象に、協働のまちづくりに関する意見交換会、研修会、説明会を実施します。

#### 《具体的な施策》

- ・市民と行政の協働の推進（共催、後援等による支援）
- ・協働のまちづくりに関する意見交換会、研修会、説明会の実施

### ④新たな協働事業

#### 【現状と課題】

今後、さらに協働のまちづくり事業を全市的に推進していくためには、まちづくり組織の位置付けや役割、財源措置等について、法制化していく必要があります。

また、市民と行政が対等・協力の関係で協働事業を進めていくためには、行政から市民や各種団体等への依頼という形だけではなく、市民や各種団体等から協働事業の提案が可能になる仕組みづくりが必要です。

#### 【今後の取組み】

本計画の進捗状況や地域自治の状況を踏まえ、まちづくり組織の法的根拠を明確にするため、「協働のまちづくり推進条例（仮称）」の制定に向けた検討を行います。

また、現行のまちづくり支援基金を活用し、市民提案型協働事業の導入等も含めた新たな協働事業の制度化を検討します。

#### 《具体的な施策》

- ・ 協働のまちづくり推進条例（仮称）の制定
- ・ 市民提案型協働事業（まちづくり支援基金活用事業）の制度化

## （２）体制づくり

### ①推進体制の確保

#### 【現状と課題】

現在、協働のまちづくり事業を推進する上において、まちづくり組織の代表者等で構成する「協働のまちづくり推進連絡会議」を設置し、各小学校区の協働のまちづくり事業の推進、部会活動の実施、組織の基盤づくりに向けた協議を行っています。

また、平成26年度から2年間は、各小学校区で動き始めたばかりのまちづくり組織の活動や部会設置などの基盤づくり、自立的運営に向けた指導・助言を行うため、「協働のまちづくり推進連絡会議委員（識見を有する者、以下「推進会議委員」という。）」を委嘱しています。

庁内においては、「協働のまちづくり庁内推進委員会」を設置し、本計画の策定と協働のまちづくり事業の推進に向けた検討、協議を行っています。

#### 【今後の取組み】

今後も、引き続き、協働のまちづくり事業の円滑な推進及び自立的な運営を促進していくため、「協働のまちづくり推進連絡会議」を開催していくとともに、推進会議委員による、まちづくり組織の基盤づくりや自立的運営に向けた指導、助言を行います。

また、庁内においても、「協働のまちづくり庁内推進委員会」を開催し、全市的な協働のまちづくり事業の推進に関する協議を行います。

#### 《具体的な施策》

- ・ 協働のまちづくり推進連絡会議の開催
- ・ 推進会議委員による指導、助言（平成26年度から2年間）
- ・ 協働のまちづくり庁内推進委員会の開催

### ②事務局支援

#### 【現状と課題】

平成26年度から年次的に校区推進員を各校区公民館に配置し、まちづくり組織の事務局支援を行っています。平成26年度には、3名（6校区担当）の校区推進員を配置しています。

小学校区における協働のまちづくり事業を活性化していくためには、まちづくり組織の事務局支援体制が継続的かつ安定的に確保される必要があります。

#### 【今後の取組み】

今後も、さらに校区推進員を全校区に配置することによって、まちづくり組織の事務局支援の充実を図ります。

また、今後の事務局支援のあり方として、まちづくり組織における専任事務局員の雇用についても検討を行います。

#### 《具体的な施策》

- ・ 校区推進員の年次的配置の拡充
- ・ まちづくり組織における専任事務局員の雇用の検討

### ③拠点施設の整備

#### 【現状と課題】

まちづくり組織の部会活動や地域のまちづくり活動を活性化していくためには、各小学校区において活動の拠点となる施設の確保が必要です。

本市では、校区公民館を協働のまちづくり活動の拠点施設として位置付けています。

#### 【今後の取組み】

小学校区における校区公民館については、まちづくり組織の拠点施設として利用が促進されるよう建設・整備を推進します。また、今後は、本市におけるコミュニティセンターのあり方等についても検討を行います。

#### 《具体的な施策》

- ・ 小学校区における拠点施設の建設・整備
- ・ 校区公民館の利用促進と事務室における事務スペースの確保
- ・ コミュニティセンターのあり方等についての検討

### ④財政支援

#### 【現状と課題】

本市では、まちづくり組織が、地域自治のための組織であり、小学校区における公共サービスの担い手でもあることから、まちづくり組織が行うまちづくり事業に対して、「協働のまちづくり推進事業支援金」による財政支援を行っています。

#### 【今後の取組み】

まちづくり組織が、安定的に組織を運営し、継続的にまちづくり活動を推進していただけるよう、「協働のまちづくり推進事業支援金」の拡充を図ります。

財政支援については、まちづくり組織が自らの裁量でその用途を決定し、事業配分するなど、自主的なまちづくりの促進につながるよう交付金化に向けた検討を行います。

## 《具体的な施策》

- ・協働のまちづくり推進事業支援金による財政支援の拡充

## (3) 意識づくり

### ①情報の発信と共有化

#### 【現状と課題】

これまで、各小学校区で取り組まれている協働のまちづくり事業の取り組みについては、広報おごおりやホームページ等を通じて情報発信に努めています。また、まちづくり組織においても、独自に校区だよりやまちづくり通信等を発行し、市民への情報発信を行っています。

しかし、まちづくり組織の事業内容や部会活動等については、市民に十分浸透しているとは言い難く、より効果的な情報発信の手法についての工夫が必要です。

#### 【今後の取組み】

今後も、協働のまちづくり事業に関する情報については、広報おごおりやまちづくり通信等を中心に、効果的で迅速な情報発信に努めます。

協働のまちづくり事業への市民参画を促進していくため、協働のまちづくりについて情報共有ができるハンドブックやパンフレット等を作成するとともに、市民が参画しやすいワークショップや説明会の開催に努めます。

まちづくり組織に参画する地域の各種団体等の情報の共有化とネットワークづくりを図ることにより、相互が連携・協力して取り組める体制づくりを行います。

## 《具体的な施策》

- ・情報発信の充実（校区だよりや通信の発行、広報おごおり、ホームページ等）
- ・協働のまちづくりについての情報共有（ハンドブック、パンフレットの作成等）
- ・地域の各種団体等の情報共有とネットワークづくり

### ②人材の活用と育成

#### 【現状と課題】

協働のまちづくり事業を推進していくためには、さまざまな市民の自主的・主体的な活動を通じて、多くの市民や地域の各種団体等の皆さんのまちづくりへの参画と協働を促すことが必要です。

また、自治会（行政区）においても、地域のリーダー（区長や役員等）として地域活動を推進していく人材の確保は、大きな課題となっています。

#### 【今後の取組み】

協働のまちづくり事業の取り組みを通じて、多くの市民や地域の各種団体等の皆さ

んに、まちづくり活動へ参画するきっかけづくりを行うとともに、まちづくり活動の楽しみや魅力を理解していただくため、市民講演会等を開催します。

また、講習会、ワークショップ等の開催により、地域でのまちづくり活動を総合的にコーディネートできる人材の育成に努めます。

#### 《具体的な施策》

- ・市民や各種団体等を対象とした市民講演会等の開催
- ・人材育成に向けた講習会、ワークショップ等の開催

### ③市職員の意識づくり

#### 【現状と課題】

平成 25 年度に、全校区においてまちづくり組織が設立されるに至ったことから、今後はさらに地域のまちづくり活動が活性化していくことが予測されます。

地域の部会事業の取り組みに対して、「公助」の観点から、市の担当所管課による事業支援の体制を構築するとともに、全ての市民がまちづくりに参画できるよう、市としての関わりが必要です。

また、市職員についても、これまで、市職員を対象にした研修会やワークショップ等を実施しており、平成 26 年度には、市職員がボランティアとして協働のまちづくり活動に参画するための地域活動サポーター制度を導入しています。

#### 【今後の取組み】

市として、地域のまちづくり活動においては、地域の全ての市民がまちづくりに参画できることを目指すとともに、人権の尊重を基本として地域の人と人とのつながりが形成されるよう、その働きかけと意識づくりに努めます。

今後も、市職員の協働のまちづくりに関する理解を深めるために、全職員を対象に研修会やワークショップ等を実施し、市職員一人ひとりが、共通理解と統一的な対応ができるよう意識づくりに努めます。

また、地域活動サポーター制度の充実を図ることによって、市職員が協働のまちづくり活動へ参画する機会の拡充に努めます。

#### 《具体的な施策》

- ・市職員の協働のまちづくり事業に関する研修会等の実施
- ・地域活動サポーター制度の拡充

### 3. 計画の推進体制

#### (1) 施策体系図

(別紙1) 協働のまちづくり推進事業の施策体系図【P. 24】

#### (2) 実施スケジュール

平成25年度に全校区においてまちづくり組織（準備会含む）が設立されるに至ったことから、平成27～28年度を試行期として位置付け、平成29年度以降を形成期として本格実施への移行を目指します。

(別紙2) 協働のまちづくり推進事業の実施スケジュール【P. 25】

#### (3) 推進体制と進行管理

本計画に実効性を持たせ、全校区における協働のまちづくり事業を着実に推進していくためには、体制整備を確実に進めていくとともに、適切な進行管理を行うことが必要です。

本計画の進行管理や点検評価を行うため、引き続き第三者機関として、「協働のまちづくり実施計画策定委員会」を設置し、委員には公募委員を確保するなど、透明性と客観性が確保された体制づくりに努めます。

また、「協働のまちづくり推進連絡会議」や「協働のまちづくり庁内推進委員会」においても、全市的な協働のまちづくり事業の推進の観点から、主体的に本計画の進行管理、定期的な進捗状況のチェック、具体的な事業推進に向けた協議等を行っていきます。

(別紙1) 協働のまちづくり推進事業の施策体系図

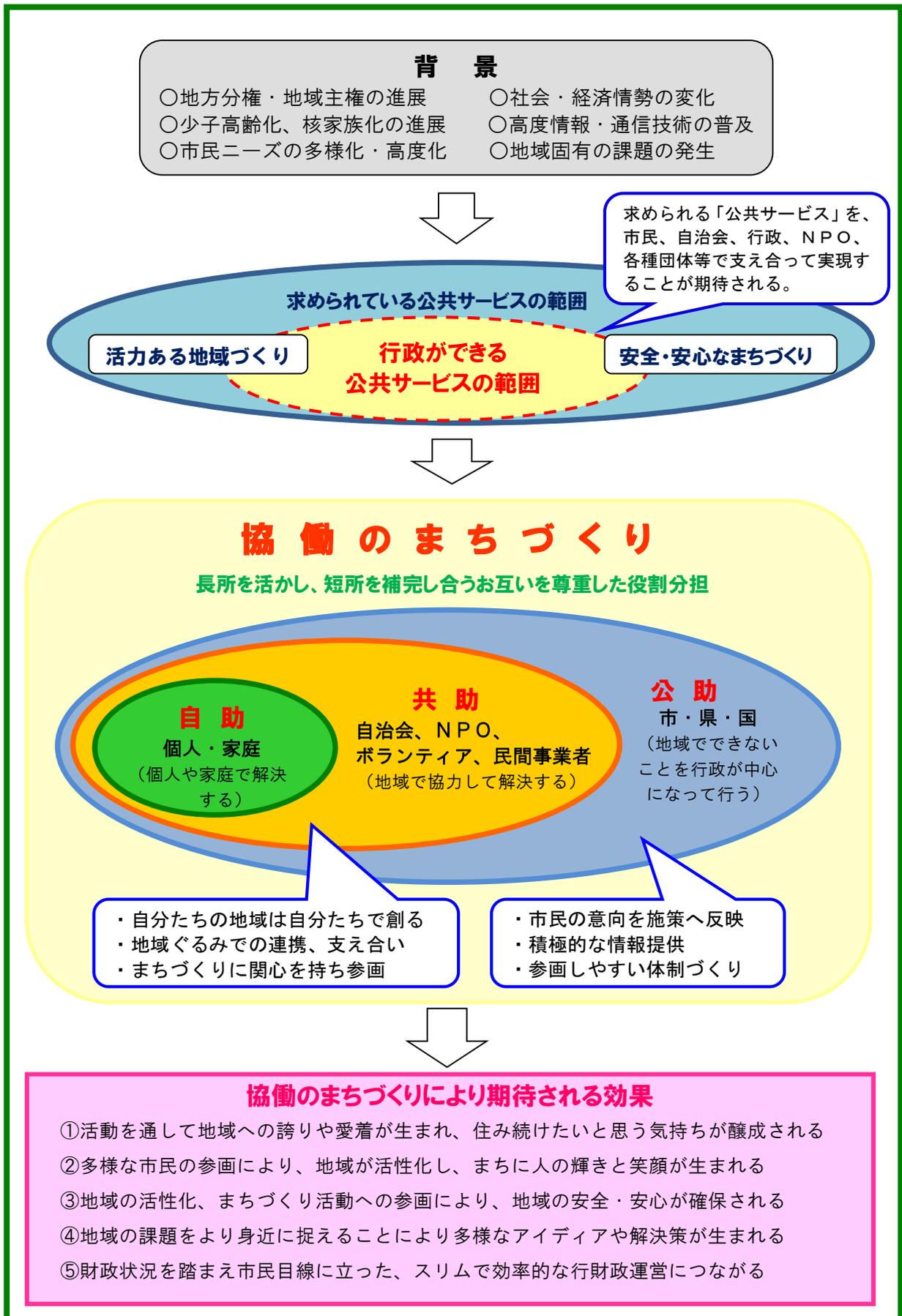
重点項目	事業内容	具体的な施策
1. 総合的な推進	①実施計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり事業の推進（総会、役員会等の組織運営、部会における事業実施）</li> <li>・小学校区における各種団体等との連携・協力の体制づくり</li> </ul>
	②部会事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり組織における必置部会の設置</li> <li>・部会事業の拡充と新たな任意部会の設置</li> <li>・それぞれの部会活動方針の検討</li> </ul>
	③市民と行政の協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政の協働の推進（共催、後援等による支援）</li> <li>・協働のまちづくりに関する意見交換会、研修会、説明会等の実施</li> </ul>
	④新たな協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり推進条例（仮称）の制定</li> <li>・市民提案型協働事業（まちづくり支援基金活用事業）の制度化</li> </ul>
2. 体制づくり	①推進体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり推進連絡会議の開催</li> <li>・推進会議委員による指導、助言（平成26年度から2年間）</li> <li>・協働のまちづくり庁内推進委員会の開催</li> </ul>
	②事務局支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区推進員の年次的配置の拡充</li> <li>・まちづくり組織における専任事務局員の雇用の検討</li> </ul>
	③拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区における拠点施設の建設・整備</li> <li>・校区公民館の利用促進と事務室における事務スペースの確保</li> <li>・コミュニティセンターのあり方等についての検討</li> </ul>
	④財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり推進事業支援金による財政支援の拡充</li> </ul>
3. 意識づくり	①情報の発信と共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信の充実（校区だよりや通信の発行、広報おごおり、ホームページ等）</li> <li>・協働のまちづくりについての情報共有（ハンドブック、パンフレットの作成等）</li> <li>・地域の各種団体等の情報共有とネットワークづくり</li> </ul>
	②人材の活用と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や各種団体等を対象とした市民講演会等の開催</li> <li>・人材育成に向けた講習会、ワークショップ等の開催</li> </ul>
	③市職員の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の協働のまちづくり事業に関する研修会等の実施</li> <li>・地域活動サポーター制度の拡充</li> </ul>

(別紙2) 協働のまちづくり推進事業の実施スケジュール

施策の体系	事業項目	具体的取り組み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施スケジュール		・実施スケジュールの見直し	試行期		形成期
1. 総合的な推進	①実施計画の推進	・協働のまちづくり事業の推進 ・各種団体等との調整・連携の体制づくり	→		
	②部会事業の拡充	・必置部会の設置 ・部会事業の拡充と任意部会の設置	必置部会の設置		
	③市民と行政の協働	・市民と行政の協働の推進 ・意見交換会、研修会、説明会等の実施	→		
	④新たな協働事業	・協働のまちづくり推進条例(仮称)の制定	条例制定に向けた検討		条例の制定
・市民提案型協働事業の制度化		制度化			
2. 体制づくり	①推進体制の確保	・協働のまちづくり推進連絡会議の開催 ・協働のまちづくり庁内推進委員会の開催	→		
	②事務局支援	・校区推進員の年次の配置	全校区での配置		
	③拠点施設の整備	・校区の拠点施設の建設・整備	→		
	④財政支援	・協働のまちづくり推進事業支援金による財政支援	→		
3. 意識づくり	①情報の発信と共有化	・情報発信の充実 ・情報の共有化、ネットワークづくり	→		
	②人材の活用と育成	・市民講演会、ワークショップ、講習会等の開催	→		
	③市職員の意識づくり	・市職員への研修会等の実施 ・地域活動サポーター制度の充実	→		

# 資 料 編

○市民との協働のまちづくりのイメージ（第5次小都市総合振興計画より抜粋）





## 協働のまちづくり市民参加型会議 (ワークショップ)を開催しました!!



市では、第5次小郡市総合振興計画で、基本理念を「市民との協働のまちづくり」と定め、小学校区単位で協働のまちづくりを推進しています。

その具体的な計画となる「小郡市協働のまちづくり実施計画」の策定にあたり、市民の皆さんの意見を反映するため、市民参加型会議(ワークショップ)を3回に渡り開催し、25人が参加しました。



### 第1回ワークショップ(5月17日開催)

小学校区ごとに設置されている協働のまちづくり組織の趣旨や取組み、他の市町村の状況を参加者で共有しました。また、地域が抱える課題について、参加者同士で意見を出し合い、「環境」「安全・安心」「子ども」「高齢者」「地域のつながり」という5つの分野別課題が提起されました。

### 第2回ワークショップ(6月21日開催)

第1回で提起された地域課題の解決に向けて、どのような活動が有効なのかについて話し合いました。最初に、地域での課題を明確にするため、グループごとに5つの分野別課題について採点を行いました。次に、「地域の良さ」「地域の課題」を整理し、課題を解決するために、どのような活動が必要なのかについて話し合いました。この中で、すでに取り組みされている活動や新たに実施すべき活動、校区内の団体が連携・協力を図ることで効果的となる活動、あったら良いなという活動についてアイデアを出し合いました。



### 第3回ワークショップ(7月19日開催)

これまでの会議の内容から、「環境」「安全・安心」「子ども」「高齢者」にテーマを限定して、地域の課題の解決に向けたよりよい役割分担と体制について話し合いました。協働のまちづくりを進めるうえで大切にしたいことやポイントを共有し、「どの範囲までできるのか」など具体的な活動の役割分担について、行政区・小学校区・行政との関係を踏まえ検討を行い、協働のまちづくりとして望まれる地域の姿について話し合いました。

今後、ワークショップ参加者の中から「小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員会」の委員に就任していただき、ワークショップで検討された「まちづくり」へのさまざまな意見を実施計画へ反映していきます。

「小郡市協働のまちづくり実施計画」は、平成26年度中に策定予定です。



問合せ先 協働推進課コミュニティ推進係 ☎72-2111内線252

13 広報おごおり H26・10・1

○小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員会設置規則

(目的)

第1条 本市における協働のまちづくり事業の推進にあたり、小郡市協働のまちづくり実施計画（以下「実施計画」という。）の策定及び進捗管理を行うため、小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 実施計画の進捗管理及び点検評価に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募の市民
- (4) その他市長が必要と認めた委員

3 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、総務部協働推進課に置く。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員名簿

	氏 名	団体・機関	規則第3条第2項
1	委員長 十 時 裕	福岡県まちづくり専門家	学識経験者
2	貞 清 潔	W i t h L a b o	学識経験者
3	副委員長 河原 正治	協働のまちづくり推進連絡会議	各種団体の代表者
4	大淵 泰範	協働のまちづくり推進連絡会議	各種団体の代表者
5	伊藤 徹一	区 長 会	各種団体の代表者
6	平島 正治	自治公民館連絡協議会	各種団体の代表者
7	佐藤 吉生	社会福祉協議会	各種団体の代表者
8	田中 恭子	青少年育成市民会議	各種団体の代表者
9	坂田 耕三	民生委員児童委員協議会	各種団体の代表者
10	岩澤 正規	環境衛生組合連合会	各種団体の代表者
11	小川 秀樹	小学校PTA連絡協議会	各種団体の代表者
12	吉田 繁喜	中学校PTA連絡協議会	各種団体の代表者
13	河 原 正	老人クラブ連合会	各種団体の代表者
14	中尾 郁雄	小学校長会	各種団体の代表者
15	高田 末子	(市民参加型会議)	公募の市民



小郡市協働のまちづくり実施計画

平成27年3月

小郡市 総務部 協働推進課